

## 第4章 災害復旧・復興計画

### 第1節 災害復旧・復興体制

大規模な災害が発生し甚大な被害が生じた場合における、総合的な都市の復興に向けた災害復旧・復興事業の実施体制の確立を図るための計画である。

実施に当たっては、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

#### 第1 北九州市災害復興本部

被災状況等を勘案し、総合的な復旧・復興体制を確立する必要がある場合、「第3章第1節 防災組織」に基づく災害対策本部会議で検討し、市長を本部長とした「北九州市災害復興本部」を設置する。

また、専任で復興対策にあたる「災害復興室」の設置を検討する。

#### 第2 災害復興計画等の策定

北九州市災害復興本部において、都市基盤施設、被災者の生活再建支援、地域経済等の復興支援策を包含した災害復興計画等を策定し、迅速な都市の復興に向け、災害復旧・復興事業の推進を図る。

### 第2節 義援金の配分

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金・義援物資の受付及びこれらの配分は、次のとおり行うものとする。

#### 第1 義援金等の受付

義援金等の受付窓口を開設して受付を行うとともに、災害の状況によっては義援金

等の募集を行う。

#### 1 義援金の受付

保健福祉部及び区対策部は、寄託者に領収書を交付し、当該現金を会計管理者所管の歳入歳出外現金に受入れる。

#### 2 義援物資の受付

保健福祉部及び区対策部は、寄託者に領収証を交付するとともに、当該物資の保管を行う。

## 第2 義援金等の配分

義援金の配分は、保健福祉部が行うものとする。配分に当たっては、被災状況等を勘案し配分に関する会議を開催し、意見を聴取したうえで、配分方法等を決定し、被災者に対する円滑な配分を行う。

【付属資料編】

405 頁

## 第3節 弔慰金、見舞金等の支給

災害により被災した市民に対し、北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年3月27日条例第13号）、北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年3月29日規則第42号）及び北九州市災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する要綱に基づき、弔慰金及び見舞金を支給する。

### 第1 災害弔慰金及び災害見舞金の支給

保健福祉部及び区対策部は、災害弔慰金及び災害見舞金の支給を行う。

## 第4節 罹災証明書・被災証明書の交付

被災者又は被災物件等の所有者、管理者若しくは占有者及びその代理人から風水害等（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象）による罹災の証明申請があった場合は、罹災の証明をするものとする。

また、被災した消防対象物の所有者、管理者又は占有者若しくはその代理人から火災による被災の証明申請があった場合は、被災の証明をすることができる。

## 第1 罹災証明書の交付

### 1 罹災の証明区分

#### (1) 罹災証明

ア 風水害等の被災状況について、被害状況等収集伝達要領第4条又は第5条の調査結果に基づき、その事実を罹災証明書により証明することをいう。

イ 被災者生活再建支援法又は災害救助法等が適用された風水害等のうち、住家の被災状況について、被害状況等収集伝達要領第5条の調査結果に基づき、その事実を罹災証明書により証明することをいう。

#### (2) 罹災届出証明

風水害等による被災事実を証明することはできないが、風水害等による被災の事実が客観的に推測できる場合に、その罹災の届出があったことを罹災届出証明書により証明することをいう。

### 2 罹災の証明事務

別に定める「風水害等に係る罹災の証明事務取扱要領」（平成26年3月28日付け北九危第778号）によるほか、区対策部及び関係各部が連携・協力して行うものとする。

### 3 罹災証明書の発行体制の整備

市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

## 第2 被災証明書の交付

### 1 被災の証明区分

#### (1) 被災証明

火災の調査結果及び調査記録に基づき、証明することができる被災内容について、その事実を被災証明書により証明することをいう。

#### (2) 被災届出証明

火災による被災事実を証明することはできないが、火災による被災の事実が客観的に推測できる場合に、その被災の届出があったことを被災届出証明書により証明することをいう。

ただし、被災者生活再建支援法又は災害救助法が適用された火災については、被災証明により行うものとする。また、被災者が被災者生活再建支援金を申請するときについては、区役所の交付する罹災証明書によるため、被災の証明は行わないものとする。

### 2 被災の証明事務

別に定める「火災による被災の証明事務取扱要領」（平成16年10月1日付け

【付属資料編】

329頁 337頁

北九消警警第 314 号) により、消防部及び関係各部が連携・協力して行うものとする。

## 第5節 被災者台帳の整備

市長は、市域に災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者台帳を作成する。

被災者台帳は、被災者台帳システムにより作成し、必要に応じて関係局区で共有できるようにする。

### 第1 被災者台帳の作成

被害認定調査による判定結果等に基づき、被災者台帳を作成する。

### 第2 記載事項

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 住所又は居所
- 5 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- 6 援護の実施状況
- 7 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 8 その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

### 第3 台帳情報の利用及び提供

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。

- 1 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- 2 被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- 3 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

## 第6節 被災者の生活再建等の支援

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活再建等の支援の周知や相談体制の整備に努めるとともに、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。

【付属資料編】  
344 頁

### 第1 市民への周知、相談体制の整備

各種施策の概要、要件、手続きについて、市民に周知するとともに、被災者の見守りや市民の相談窓口の設置に努める。

### 第2 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援金の支給に関する手続き等については、総括部、財政・変革部、保健福祉部、都市整備部、区対策部、消防部が連携して行うものとする。

## 第7節 公共施設の災害復旧

被災した公共施設については、再度の災害の発生を防止するため、必要に応じ、原形復旧、改良又は施設の建替を行うものとする。

また、多数の世帯の住宅が滅失した場合においては、住宅を失った者の居住の安定を確保するため、公営住宅の建設等、必要な公共施設の新設を行うものとする。

## 第8節 災害復旧・復興に伴う国の財政援助確保

【付属資料編】  
326 頁

公共施設等の災害復旧・復興事業については、法律に基づき国が全部、若しくは一部を負担し、又は補助するが、市はそれに必要な措置を講じるものとする。

## 第9節 民間施設等の災害復旧・復興の助成及び租税の減免

被災した民間施設の早期復旧・復興及び被災者の生活確保を図るため、必要な資金の融資、あっせん及び租税の減免等の措置を講じる。

## 第10節 復旧・復興事業からの暴力団排除

警察は、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

また、北九州市は、「北九州市暴力団排除条例」に基づき、復旧・復興事業においても、暴力団排除の推進に努めるものとする。